個人情報漏えい時フローチャート

個人データ取扱担当者・取扱責任者・関係者

報　告

個人情報保護管理責任者

（1）被害の拡大防止措置
（2）事実関係の調査及び原因の究明
（3）影響範囲の特定
（4）影響を受ける可能性のある本人への連絡
（5）再発防止策の検討及び実施
（6）事実関係及び再発防止策等の公表
（7）上記各措置の具体的内容・結果に関する報告

報　告

理事長　**個人情報保護統括管理者**　**個人情報保護担当部署**

報　告

（※個人の権利利益を害するおそれが大きいものの場合）

（1）概要
（2）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
（3）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
（4）原因
（5）二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
（6）本人への対応の実施状況
（7）公表の実施状況
（8）再発防止のための措置
（9）その他参考となる事項

（※）個人の権利利益を害するおそれが大きいもの

（1）要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利害を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損
（2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
（3）不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
（4）個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

個人情報保護委員会（内閣府外局）　**文部科学省**